

福山市立東村小学校 不祥事防止委員会 運営規定

(目的)

第1条 この規定は、一人一人の教職員の規範意識を高め、教育に全力を注ぐ学校風土・文化を確立し、組織・主体的に不祥事防止に取り組むことを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止委員会は、次のものをもって構成する。

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・研究主任
- ・生徒指導主事
- ・保健主事
- ・養護教諭

(委員会の開催)

第3条 不祥事防止委員会は、校長が招集する。

(協議内容)

第4条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する。

- 不祥事防止に関する年間計画の作成
- 職員の不祥事防止に対する日常的な啓発
- 不祥事防止のための研修プログラムの企画・実施
- その他、状況に応じ、目的を達成するための取組

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会運営等に必要な事項は、校長が定める。

附則 この規定は、平成23年4月1日より施行する。